



2025 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 佐 藤 恒 治
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
問 い 合 わ せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

自己株式の公開買付けの予定及び自己株式取得に係る事項の決定 並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2025年6月3日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決定いたしました。

また、上記書面決議により、本自己株公開買付けによる自己株式取得に係る事項を決定するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式の公開買付けの予定

本自己株公開買付けは、当社の関連会社であるトヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が本日付で公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「豊田自動織機買付者プレスリリース」といいます。）に記載の、トヨタ不動産が今後設立する株式会社（以下「豊田自動織機買付者親会社」といいます。）がその発行済株式を全て所有する予定の株式会社（以下「豊田自動織機買付者」といいます。）による株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）の株券等（以下「豊田自動織機株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。）に関連して実施することを予定しているものであり、当社は、本日付で、トヨタ不動産との間で基本契約（以下「本基本契約」といいます。）を締結しております（なお、本基本契約の詳細については、下記「3. 買付け等の概要」の「（7）その他」の「②本基本契約の締結」をご参照ください。）。

本自己株公開買付けは、本基本契約に基づき、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定です。

豊田自動織機買付者プレスリリースによれば、豊田自動織機買付者は、2025年12月上旬を目途に豊田自動織機公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、豊田自動織機公開買付けの開始には国内外の競争法、外国補助金に関するEU規則、国外の投資規制法令及び金融規制法令等に基づく手続及び対応が必要であり、これらの手続等に一定期間を要することが見込まれるものの、具体的な期間を正確に予想することは困難であるため、豊田自動織機公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、上記の豊田自動織機公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせするとのことです。

これらの点を踏まえ、当社は、2026年1月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しておりますが、上記のとおり、本自己株公開買付けの実施は、豊田自動織機公開買付けの成立及びその決済の完了が前提となるところ、これが完了する日時を正確に予想することは困難であるため、本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、当社のウェブサイト上の「配当金について」に掲載のとおり、株主の皆様の利益向上を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めております。配当金については、安定的・継続的に増配を行うよう努めております。

今後も厳しい競争を勝ち抜き、モビリティカンパニーへの変革に向けて、内部留保資金については、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境技術やお客様の安全・安心のための安全技術等の次世代の成長投資、従業員や取引先、地域社会等を含めた全てのステークホルダーの皆様のために活用していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの配当は、定款に基づき、取締役会で決議しております。

2025年3月期の配当につきましては、中間配当金については1株当たり40円、期末配当金については1株当たり50円の配当を実施しており、配当性向（連結）は25.0%となります。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。なお、当社は2025年6月2日までの過去10年間に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数（注１）	累計取得価額の総額
2015年11月5日開催 取締役会	2016年2月8日～ 2016年3月9日	23,000,000株 (115,000,000株)	139,306,482,600円
2016年5月11日開催 取締役会	2016年5月18日～ 2016年9月2日	87,522,700株 (437,613,500株)	499,984,872,900円
2016年11月8日開催 取締役会	2016年11月15日～ 2017年1月26日	29,033,000株 (145,165,000株)	199,984,654,400円
2017年5月10日開催 取締役会	2017年5月17日～ 2017年8月22日	40,335,500株 (201,677,500株)	249,984,863,600円
2017年11月7日開催 取締役会	2017年11月14日～ 2018年2月21日	33,372,900株 (166,864,500株)	249,984,504,300円
2018年5月9日開催 取締役会	2018年5月16日～ 2018年8月2日	40,808,800株 (204,044,000株)	299,981,727,100円
2018年11月6日開催 取締役会	2018年11月13日～ 2019年1月28日	36,813,900株 (184,069,500株)	249,981,516,800円
2019年5月8日開催 取締役会	2019年5月15日～ 2019年9月20日	43,347,500株 (216,737,500株)	299,999,971,300円
2019年11月7日開催 取締役会	2019年11月11日～ 2020年3月3日	26,185,400株 (130,927,000株)	199,999,343,174円
2021年5月12日開催 取締役会	2021年6月18日～ 2021年9月22日	25,841,400株 (129,207,000株)	249,999,938,600円
2021年11月4日開催 取締役会	2021年11月5日～ 2022年3月7日	70,355,500株	149,999,840,600円
2022年3月23日開催 取締役会	2022年3月24日～ 2022年5月10日	46,225,900株	99,999,829,781円
2022年5月11日開催 取締役会	2022年6月17日～ 2022年11月1日	90,270,600株	185,684,676,616円
2022年11月1日開催 取締役会	2022年11月2日～ 2023年3月16日	79,158,400株	149,999,952,100円
2023年5月10日開催 取締役会	2023年5月18日～ 2023年10月30日	64,590,700株	149,999,927,050円
2023年11月1日開催 取締役会	2023年11月2日～ 2024年4月24日	32,097,200株	99,999,796,450円
2024年5月8日開催 取締役会	2024年5月9日～ 2025年4月15日	117,063,600株	315,514,505,582円

(注1) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）1株につき5株の割合で株式の分割を実施しております。上表のカッコ内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

また、当社は、上表に記載された以外にも、2024年5月8日開催の取締役会において決議された自己株式取得として、2024年7月23日に自己株式の公開買付け（買付け等の期間：2024年7月24日～2024年8月26日）を行うことを公表し、2024年8月27日公表の「自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、取得株式数として290,122,375株、取得価額の総額として806,830,324,875円を取得いたしました。さらに、当社は、2024年5月8日開催の取締役会及び2024年9月24日開催の取締役会における決議により、2024年9月25日に自己株式立会外買付（ToSTNeT-3）により、取得株式数として29,673,300株、取得価額の総額として77,655,026,100円の自己株式の取得を行いました。

このように、当社は、これまで継続的に自己株式の取得を実施してまいりました。

そのような中で、当社は、2024年12月16日に豊田自動織機に対して同社の非公開化の検討に係る初期的な意向表明書を提出する一方で、2025年2月上旬より、トヨタ不動産との間で、豊田自動織機公開買付けの可能性等について初期的な協議を開始しました（当該協議に関しては、豊田自動織機買付者プレスリリースを参照ください。）。そして、当該協議の過程で、豊田自動織機株券等を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）全体の実行可能性を確認するために、豊田自動織機に対して、同社が保有する当社普通株式の売却可能性について連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、当社は、豊田自動織機が所有する当社普通株式を自己株式として当社が取得することとすれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式の取得が可能であることにも鑑み、豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部（本日現在の所有株式数：1,192,330,920株、所有割合（注2）9.15%）を取得することを前提とした自己株式の取得について検討を開始いたしました。

(注2)「所有割合」とは、(i) 当社が2025年5月8日に公表した「2025年3月期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2025年3月期決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（15,794,987,460株）から、(ii) 同日現在当社が所有する自己株式数（2,746,057,686株）に当社が2025年4月18日に公表した「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ」に記載された同年4月1日から同年4月15日までの期間に当社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である16,226,100株を加算した自己株式数（2,762,283,786株）を控除した株式数（13,032,703,674株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

当該自己株式取得の具体的な方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、豊田自動織機以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に

従い公開買付けの手続により買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、当社は、本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、豊田自動織機が保有する当社普通株式について、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が一定の上限金額を上回る場合には、当該上限金額。）で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、2025年5月23日に、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例（「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」において定義します。）77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。

その結果、2025年6月2日にトヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全部について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

また、当社は、トヨタ不動産より、同社が豊田自動織機買付者を通じて実施することを検討している豊田自動織機公開買付けに対する協力の一環として、豊田自動織機買付者プレスリリースに記載の、豊田自動織機公開買付けの成立後豊田自動織機公開買付けの決済時までの期間における、当社による豊田自動織機買付者親会社が発行する優先株式（無議決権株式でありかつ普通株式への転

換権が付されていない種類株式となります。)の第三者割当増資による引受け(以下「本出資」といいます。)、及び、当社が所有する豊田自動織機株券等 74,100,604 株(豊田自動織機株券等所有割合(注3):24.66%)の全て(以下「当社所有豊田自動織機株券等」といいます。)について豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機公開買付けの成立後、豊田自動織機の株主を豊田自動織機買付者及び当社のみとし、豊田自動織機株券等を非公開化するための一連の手続(以下「豊田自動織機スクイーズアウト手続」といいます。)の完了を条件として豊田自動織機によって実施される当社所有豊田自動織機株券等の自己株式取得(以下「豊田自動織機自己株式取得」といいます。)に応じて売却すること(以下、本自己株公開買付け及び本出資と合わせて「当社関与取引」といいます。)を要請され、併せて検討いたしました。

(注3)「豊田自動織機株券等所有割合」とは、(i)豊田自動織機が2025年4月25日に公表した「2025年3月期決算短信〔I F R S〕(連結)」に記載された2025年3月31日現在の豊田自動織機の発行済株式総数(325,840,640株)から、(ii)同日現在豊田自動織機が所有する自己株式数(24,440,334株)に同社が2025年5月7日に公表した「自己株式の取得状況に関するお知らせ」に記載された同年4月1日から同年4月30日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式である801,700株及び同社が2025年5月14日に公表した「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ」に記載された同年5月1日から同年5月12日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式である123,300株を加算した自己株式数(25,365,334株)を控除した株式数(300,475,306株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

豊田自動織機買付者プレスリリースに記載のとおり、豊田自動織機買付者親会社には、当社代表取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)が代表取締役会長を兼任するトヨタ不動産及び豊田氏が出資する予定であるところ、当社関与取引は、豊田自動織機買付者親会社が豊田自動織機買付者を通じて実施する豊田自動織機公開買付けを財務的に支援する面を有しており、豊田氏と当社との間に利益相反のおそれがあることから、かかる利益相反のおそれを可及的に回避し、公正性を担保すべく、豊田自動織機、トヨタ不動産及び豊田氏との間に重要な利害関係を有しない当社の社外役員の中から、金融市場に対する知見や豊富な実務経験を有し、また金融以外の分野においても幅広い知見を有する当社の社外取締役である大島眞彦氏、当社の社外監査役である George Olcott 氏及び当社の社外監査役である長田弘己氏を委員とする諮問委員会(以下「本諮問委員会」といいます。)を設置し、本諮問委員会から(i)本自己株公開買付けを含む当社関与取引は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であるといえる旨、(ii)当社関与取引の取引条件の妥当性は確保されているといえる旨、(iii)当社関与取引においては公正な手続を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる旨、及び(iv)当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であるといえる旨の答申書を取得しております。本諮問委員会は、独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)を、独立したリーガル・アドバイザーとして日比谷パーク法律事務所を、それぞれ選任してその助言を受けつつ、当社担当者及び当社が選任した独立したリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所等から当社関与取引の目的や手続について説明を

受け、質疑応答を行い、また、当社担当者及び当社が選任した本出資にかかる第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）より本出資における出資条件の妥当性に関する説明を受け、質疑応答を行い、本自己株公開買付け価格の算定式につき妥当性を検討し、当該算定式を含む当社関与取引の取引条件の交渉状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べる等して本諮問委員会に対する諮問事項について検討を行い、上記のとおり答申を行っており、当該答申の理由の概要は以下のとおりです。

- i. 以下の点より、本自己株公開買付けを含む当社関与取引は当社の企業価値向上に資するものであり、当社関与取引の目的は合理的であるといえる。
 - ・ 後述の豊田自動織機の非公開化及び一連の取引に参画する意義・目的（10 頁～12 頁）に記載の当社の目的並びに豊田自動織機買付者プレスリリース記載のトヨタ不動産及び豊田自動織機が認識している豊田自動織機を非公開化する意義に特段不合理な点はない。
 - ・ すなわち、「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジするトヨタグループにとって、モノの移動に関するリーディングカンパニーである豊田自動織機は欠かせない存在である。そして、豊田自動織機において、新たなモビリティ領域での成長を実現するためには、短期的な業績悪化の懸念に捉われず、長期的な視点に立ちながら、トヨタグループのプラットフォーム（ネットワーク、事業、技術、人材等）を最大限に活用し、トヨタグループ各社との事業連携・協調を深めていく必要があると考えられるし、そうすることにより、豊田自動織機の企業価値向上、ひいては当社及びトヨタグループの企業価値向上に資すると考えられる。
 - ・ また、本取引は、トヨタグループ各社間の株式の持合いを大幅に解消することで資本効率の改善に向けた取組みを大きく前進させるものであって、これを通じて経営資源の最適配分が実現され、最終的にはトヨタグループ全体の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に資するものといえる。
 - ・ 豊田自動織機の非公開化を実現する本取引のスキームの合理性について、豊田自動織機買付者が買付者となって豊田自動織機の非公開化を実施する理由、本出資を実施する理由及び豊田氏が豊田自動織機買付者親会社への出資を予定する理由等については、不合理な点は認められない。
 - ・ 当社関与取引を含む本取引の目的及びスキームはいずれも合理的であり、当社の犠牲の下にトヨタ不動産及び豊田氏に不当に利益をもたらすために採用されたものとはいえない。
- ii. 以下の点より、当社関与取引の取引条件の妥当性は確保されているといえる。
 - ・ 本出資の条件の妥当性については、①当社とトヨタ不動産との交渉は、下記 iii. に記載の実効性のある公正性担保措置がとられた上で、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、②優先株式の払込価格は、プルータス及び KPMG の株式価値算定結果のレンジの範囲内にあること、③プルータスから取得したフェアネス・オピニオンの内容、④優先株式の優先配当率は、プルータス及び KPMG が算定した優先株式に係る資本コストのレンジの範囲内にあること、⑤償還時期及びそれ以外の出資条件についても特段不合理な点は見当たらないことなどを総合的に勘案すると、優先株式の出資条件は、当社の犠牲の下、豊田氏やトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、出資条件の妥当性は認められる。

- ・ 本自己株公開買付けの条件の妥当性については、①当社は、基準の明確性及び客観性を重視しつつ、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得すること、②当社と豊田自動織機との交渉は、豊田氏が一切関与せずに行われたこと、③10%というディスカウント率は、直近3年の同種事例 66 件をみても、一般的かつ合理的な水準といえること、④買付価格以外の条件についても特段不合理な点は見当たらないことなどを総合的に勘案すると、本自己株公開買付けの条件は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、条件の妥当性は認められる。
 - ・ 豊田自動織機自己株式取得の条件の妥当性については、後述（12 頁）のとおり、その取得価格は、当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となるように設定されること、①豊田自動織機公開買付けの公開買付価格については、豊田氏の関与なく、実効性のある公正性担保措置がとられた上で豊田自動織機及びトヨタ不動産との間で真摯な交渉が行われたこと、②豊田自動織機公開買付け後、速やかに公開買付価格と同額でスクイーズアウトすることが予定されていること、③豊田自動織機公開買付けの公開買付価格は、豊田自動織機買付者親会社の第三者算定機関による株式価値算定結果の範囲内であること、④プレミアムについては本取引に関する憶測報道前の2025年4月25日時点の豊田自動織機の株価終値を基準にすれば他の同種事例と比較しても一定の合理性が認められること等に照らすならば、豊田自動織機の非公開化は、一般に公正と認められる手続により行われるものといえ、そのような手続において決定された豊田自動織機公開買付けの公開買付価格は、当社の犠牲の下、豊田氏又はトヨタ不動産に対して不当に利益をもたらすものではなく、現時点において公正な価格であると評価できる。
- iii. 以下の点より、当社関与取引においては公正な手続を通じて当社の利益への十分な配慮がなされているといえる。
- ・ 当社は、当社関与取引の公正性担保措置として、①本諮問委員会の設置及び本諮問委員会からの答申書の取得、②本諮問委員会における独立した法律事務所の助言の取得、③本諮問委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、④本諮問委員会の交渉への関与、⑤当社における独立した法律事務所からの助言の取得、⑥当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、⑦当社における独立した検討体制の構築、⑧適切な情報開示といった措置を実施しており、これらの公正性担保措置は、全体として有効に機能したことが認められる。
 - ・ 当社関与取引に係る取引条件の交渉プロセスは合理的であり、公正性を害する事情は見当たらない。
- iv. 上記 i. 乃至 iii. のとおり、当社関与取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであり、

当社関与取引の目的は合理的であると認められ、また取引条件の妥当性及び手続の公正性についても認められるため、当社取締役会が当社関与取引を行う旨の意思決定をすることは妥当であるといえる。

なお、当社は、本日付の会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議において、本自己株公開買付けが開始される際に、本諮問委員会に対して、本諮問委員会が上記答申書により当社の取締役会に行った答申内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容を答申するよう諮問すること、及びかかる答申内容を踏まえ、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて本自己株公開買付けに関する取締役会決議を行うことを併せて決定いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、上記書面決議により、当社関与取引の一環として、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付け価格は本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して 10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が 2,691 円を上回る場合には 2,691 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議に代わる書面決議日（2025 年 6 月 3 日）の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が 2,691 円であったことから、当該価格を本自己株公開買付け価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である 1,192,330,920 株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 1,192,331,020 株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。なお、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法等は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。

なお、上記のとおり、本自己株公開買付けを含む当社関与取引については、豊田氏と当社との間に利益相反のおそれがあることから、同氏は、当社における当社関与取引の検討や関係者との協議において、当社の立場では参加しておりませんが、上記書面決議においては、同氏からも書面による同意を取得しております。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、同氏は、上記議案につき同法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わることができる可能性があり、かかる場合には、同氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本自己株公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物。以下、手元流動性の計算において同じとします。）は8,982,404百万円（手元流動性比率は2.2ヶ月）（注4）であり、本自己株公開買付けの買付け等に要する資金（3,208,581百万円）に充当した後も、手元流動性は5,773,823百万円（手元流動性比率は1.4ヶ月）（注5）になると見込まれ、当社の手元流動性は十分に確保できることから、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注4）2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2025年3月期決算短信から計算される月商（通期連結営業収益を12ヶ月で除した数をいいます。以下同じです。）により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

（注5）2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本自己株公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、2025年3月期決算短信から計算される月商により除した値（小数点以下第二位を四捨五入。）です。

なお、本自己株公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、下記「Ⅱ．自己株式の取得及び消却に係る事項」の「3．消却に係る事項の内容」をご参照ください。

なお、本自己株公開買付けは、上記のとおり、豊田自動織機の非公開化の一環として実施されるものではありませんが、当社として、豊田自動織機の非公開化及び一連の取引に参画する意義・目的について、以下のように考えております。

当社としては、1926年11月に豊田佐吉発明の「G型自動織機」を製造するため、愛知県刈谷市に設立された株式会社豊田自動織機製作所（現在の豊田自動織機）内に1933年に開設された自動車部を起源として、創設以来、「自動車を通じて豊かな社会づくり」を目指して、自動車生産・販売を軸とする事業活動を行ってきましたが、現在、自動車業界は百年に一度の変革期にあり、トヨタグループ（必ずしも親子会社・関連会社又は共同支配企業の関係にあるものではありませんが、当社、トヨタ不動産、株式会社デンソー、豊田通商株式会社、株式会社アイシンら合計18社（2025年3月31日現在）により構成されます。以下同じです。）として、「幸せの量産」を使命に「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジするとともに、これらを通じて、日本ひいては世界のモビリティ産業の発展に貢献することを目指しております。モビリティの領域には、ヒト、モノ、情報及びエネルギーという4つの視点があり、その中でも当社は、ヒトの移動という観点でクルマの進化に取り組み、笑顔があふれる「モビリティ社会」の実現に貢献していくことを目指しています。一方で、当社としては、トヨタグループが「モビリティカンパニーへの変革」を目指すにあたっては、ヒトの移動だけでなくモノの移動にも注力する必要があると考えており、トヨタグループの中でフォークリフトから物流機器・システムに至る幅広い領域の商品・サービスの開発・生産・販売を行う産業車両事業を有し、モノの移動に関するリーディングカンパニーとしてグローバルに活躍する豊田自動織機は、これらの変革に欠かせない存在であり、更なる競争力強化が重要であると考えております。

他方で、トヨタグループ各社は、トヨタグループの更なる成長の実現のため、当社のウェブサイトにて2023年11月29日にお知らせした「モビリティ・カンパニーへの変革に向けた成長投資加速」等に記載

のとおり、2023年度より、これまでの良好な関係を保つことができる資本関係を維持しつつ、トヨタグループ各社が相互に所有する株式を売却することによって得られた資金をトヨタグループ各社において有効活用することにより、資本効率の向上に取り組んでおり、当社は、その一環として、当社として、豊田自動織機との資本関係についても、その見直しを含めて、様々な選択肢を継続して検討してまいりました。

その結果、当社としては、豊田自動織機が現在の収益ビジネスの基盤を維持・強化しながらも、短期的な業績悪化の懸念にとらわれず、豊田自動織機がトヨタグループのプラットフォーム（ネットワーク、事業、技術、人材等）を最大限に活用し、トヨタグループ各社との事業連携・協調を深め、新たな販路や事業を切り拓いていくことで長期的な視点でモノの移動に関するリーディングカンパニーとしての成長を実現していくことが豊田自動織機の企業価値向上、ひいては「モビリティカンパニーへの変革」にチャレンジしているトヨタグループ全体の価値向上に資すると考え、トヨタグループ各社における資本関係の見直しを進める中で、豊田自動織機において非公開化を検討すべきとの判断に至りました。上記背景の下、当社は、2024年12月16日、豊田自動織機に対して、トヨタグループがヒト、モノ情報、エネルギーの移動を支えるモビリティ産業を牽引する企業グループへの変革を果たしていく中で、豊田自動織機が産業車両、物流ソリューションといったモノの移動を中心とした領域をトヨタグループ内で牽引するとともに、また、トヨタグループとの一層の連携深化を通じて、豊田自動織機自動車事業の競争力を強化することを目的に、非公開化を含む抜本的な施策を検討すべきであると考え、公開買付けを含む豊田自動織機の非公開化の検討に係る初期的な意向表明書を提出いたしました。

なお、トヨタ不動産は、上場廃止による一般的なデメリットとして挙げられる、(a)公募によるエクイティファイナンスが困難となること、(b)豊田自動織機の従業員のモチベーション低下や人材流出が生じる可能性、(c)豊田自動織機の従業員の採用に悪影響が生じる可能性、(d)既存顧客との取引や新規顧客の獲得において悪影響が生じる可能性、(e)コンプライアンス体制への影響、及び(f)その他取引先をはじめとするステークホルダーからの信用が低下する可能性、のうち、(a)については、本取引後当面の間、資本市場からの資金調達が必要となる状況は想定していないとのことですが、今後の事業推進（物流ソリューション、電池等）において大きな資金が必要となった場合には、トヨタグループの信用力を活用し、エクイティファイナンスを含む大きな資金需要にも対応できる財務構造とサポート体制の構築が可能となると考えているとのことであり、当社としても同様に考えております。また、(b)～(f)については、豊田自動織機が上場廃止となっても、トヨタグループの一員という位置づけは変わらない一方、一定の悪影響が生じる可能性もありますが、豊田自動織機との間で協議しながらグループ間の結束を深める中で、その悪影響を最小化するように対応・克服していくことができると考えているとのことであり、当社としても同様に考えております。

その後、当社は、豊田自動織機の非公開化にあたっては、自動車事業を行う当社又はその子会社が豊田自動織機を非公開化すると、自動車業界における技術革新や市場の変化への対応を念頭においてビジネスを行う自動車OEMの視点に捉われるおそれがあることから、非自動車事業である産業車両事業を営んできた豊田自動織機が、新たなモビリティ領域での成長を実現するためには、当社又はその子会社以外の者を買付者とするすることで、産業の垣根を越えて、革新的な発想や多様な視点を積極的に取り入れ、次世代のモビリティ領域における成長を実現するためのアプローチを追求する必要があると考えました。また、当社は、トヨタグループの源流となる企業である豊田自動織機が、歴史的にトヨタグループ各社との間で協業を進めてきた背景も踏まえ、当社又はその子会社が豊田自動織機を非公開化するのではな

く、トヨタグループ各社との事業連携・協調の深化を企図するという観点でトヨタグループ各社が株主であるトヨタ不動産が、そして、本取引に対するコミットメントの観点で豊田氏が、それぞれ豊田自動織機の議決権を直接又は間接に有する株主となることが、トヨタグループ全体の成長にとって最適であるとの考えを深めました。（本取引に関与するトヨタグループ各社のトヨタ不動産株式所有割合（注6）は下表のとおりです。）

社名	所有割合
トヨタ自動車	24.46%
豊田自動織機	19.43%
デンソー	19.00%
アイシン	11.00%
豊田通商	7.00%

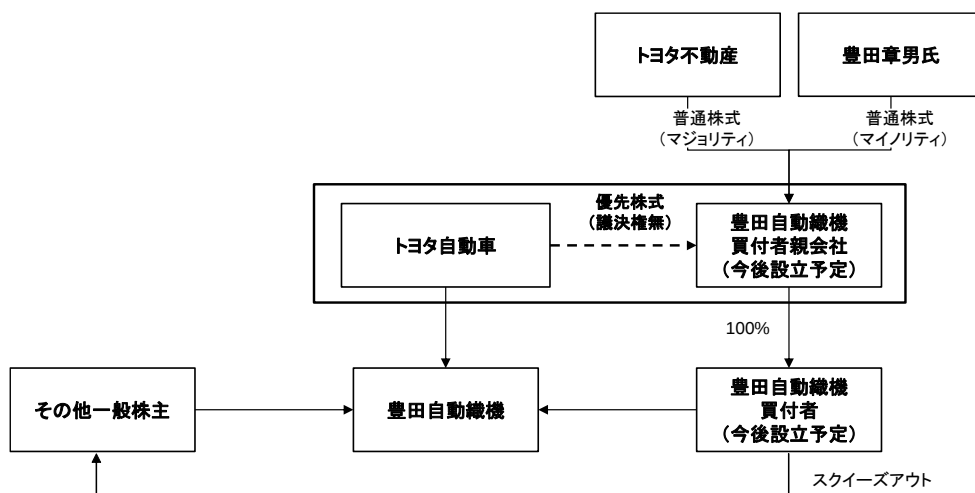
（注6）「トヨタ不動産所有割合」とは、2025年3月31日現在のトヨタ不動産の発行済株式総数（24,400,000株）から、同日現在トヨタ不動産が所有する自己株式数（0株）を控除した株式数（24,400,000株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

なお、全体スキームの中で当社が関与する取引は、①本出資（無議決権優先株式7,060億円、優先配当率年率8.6%（複利））、②本自己株公開買付け、及び③当社所有豊田自動織機株券等を豊田自動織機公開買付けに応募せず、豊田自動織機自己株式取得に応じて売却する取引となりますが、①は、物流ソリューション事業をはじめとする非自動車領域の成長分野を持つ豊田自動織機の非公開化をサポートするために当社に蓄積してきた潤沢なキャッシュを投下するものであり、長期目線で豊田自動織機の競争力強化、価値向上を支えることでトヨタグループ全体の企業価値向上にもつながるものと考えております。その結果、当社として、事業面でのリターンと、出資形態を優先株式とすることによる経済面でのリターンを確保できるものと考えております。また、②は、本取引全体を検討する中で、豊田自動織機が所有する当社普通株式の売却が必要となる可能性を、当社より豊田自動織機に連絡いたしました。その後、豊田自動織機より当社普通株式の売却を含めた本取引全体に関して、前向きに検討する旨の回答があったことから、更に検討を進め、一般株主への影響を最小限に抑える観点から選択されたものであり、現時点では公開買付価格は未定ですが、価格算定式の採用とディスカウント率の設定により当社株主への配慮も十分になされていると考えております。また、③は、トヨタグループ各社の持合い解消の推進という意味合いに加えて、豊田自動織機自己株式取得の取得価格として、当社にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に当社が豊田自動織機公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と豊田自動織機自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額が設定されていることから、当社所有豊田自動織機株券等について豊田自動織機公開買付けに応募した場合と実質的に同等の経済的利益が得られるものと考えております。

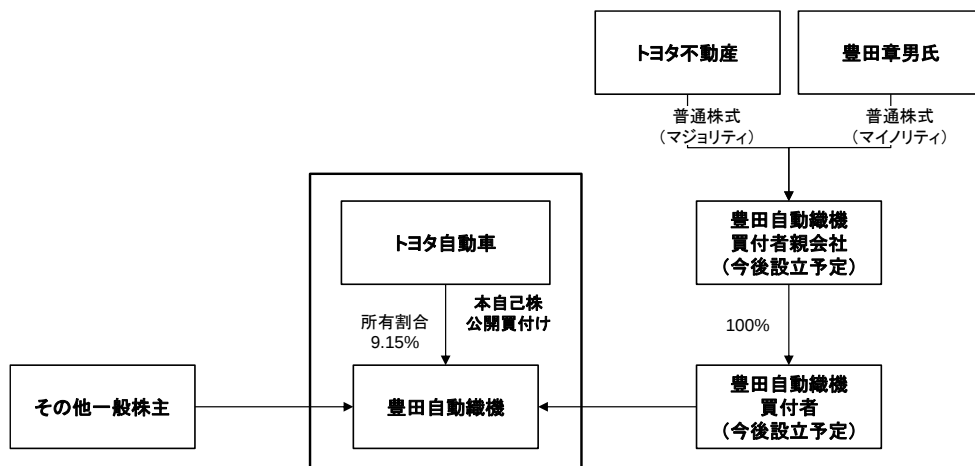
当社としては、豊田自動織機の非公開化を通じて、トヨタグループのモビリティカンパニーとしての成長の加速が見込めることから、当社株主の皆様に対しても当社の今後の企業価値向上へ向けた道筋をより具体的にお示ししやすくなるものと考えております。（全体スキームの詳細につきましては、「豊田自動織機買付者プレスリリース」をご参照下さい。）

ご参考までに、各当社関与取引の概念図を以下に示しております。

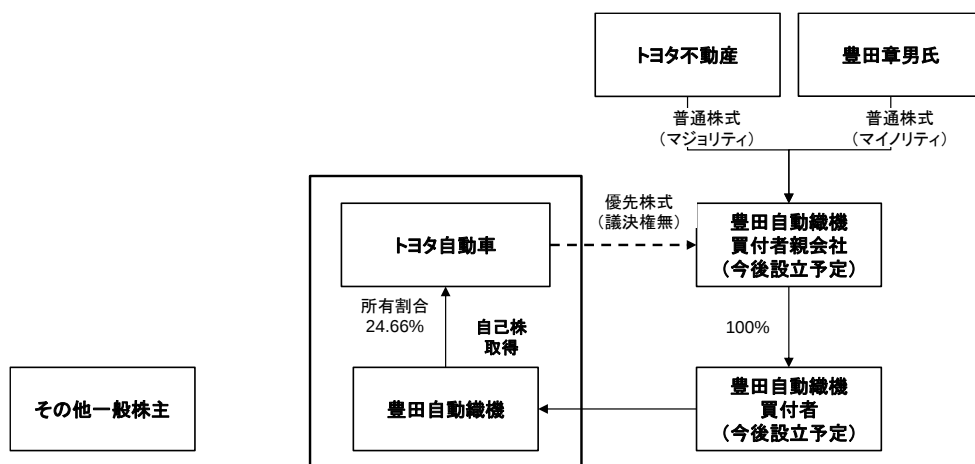
取引① (2026 年 1 月中旬(予定))



取引② (2026 年 1 月中旬(予定))



取引③ (未定)



2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数 (株)	取得価額の総額
普通株式	1, 192, 331, 020 株 (上限)	3, 208, 562, 774, 820 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 15, 794, 987, 460 株 (2025 年 3 月 31 日現在)。

(注2) 取得する株式の総数 1, 192, 331, 020 株の 2025 年 3 月 31 日時点の発行済株式総数 (自己株式を除く 13, 048, 929, 774 株) に占める割合は、9. 14% (小数点以下第三位を四捨五入) です。

(注3) 取得する期間 未定

なお、当社は、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しており、その内容の詳細については、決議後速やかにお知らせいたします。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026 年 1 月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

当社は、本自己株公開買付けの買付け等の期間 (以下「本自己株公開買付け期間」といいます。) を原則として 20 営業日とする予定です。

(2) 買付け等の価格

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日付の会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本自己株公開買付け価格を、1 株につき、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して 10% をディスカウントした金額 (小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が 2, 691 円を上回る場合には 2, 691 円) とすることを決定しており、正式には、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決

議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件を確認しております。参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度（10%を含みます。）が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株（所有割合：9.15%）の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数

点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円)とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日(2025年6月3日)の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付け価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株(所有割合:9.15%)を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した1,192,331,020株(所有割合:9.15%)を上限とすることを決定いたしました。

② 算定の経緯

当社は、本自己株公開買付け価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。これらを踏まえ、当社は、2025年5月23日、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額に対して10%のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について、トヨタ不動産を通じて、豊田自動織機に対して打診を行いました。なお、ディスカウント率については、参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付け価格を決定した事例(合計11件)を除く事例66件(ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%程度(10%を含みます。))が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%が一般的かつ合理的な水準と考え、決定いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられるため、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日から遡る過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間よりも短期間である、本自己株公開買付け価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い価額とすることが合理的であると考え、決定いたしました。その結果、2025年6月2日に、トヨタ不動産より、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間で、当社が当該条件にて本自己株公開買付けを実施する場合、豊田自動織機が本日現在所有する当社普通株式1,192,330,920株(所有割合:9.15%)の全株式について、本自己株公開買付けに応募することを合意した旨の連絡を受けました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、本自己株公開買付け価格は本自己株

公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い価額に対して10%をディスカウントした金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が2,691円を上回る場合には2,691円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、及び当社取締役会決議日（2025年6月3日）の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が2,691円であったことから、当該価格を本自己株公開買付価格の上限とすること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、自己資金の流出を最小限に抑える必要があることから、豊田自動織機がトヨタ不動産との間で応募する旨の合意をした株式数である1,192,330,920株（所有割合：9.15%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した1,192,331,020株（所有割合：9.15%）を上限とすることを決定いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,192,330,920株	一株	1,192,330,920株

- （注1）応募株券等の総数が買付予定数を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- （注2）単元未満株式についても本自己株公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い本自己株公開買付け期間中に自己の株式を買取することがあります。

（5）買付け等に要する資金

3,208,580,505,720円（予定）

（注）上記の買付予定数の最大数（1,192,330,920株）の全てを本自己株公開買付価格の上限（2,691円）で買付けた場合の買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号（予定）

② 決済の開始日

未定

(注) 決済の開始日については、本自己株公開買付け期間の最終日から 16 営業日後の日を予定しております。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。

③ 決済の方法

本自己株公開買付け期間終了後遅滞なく、本自己株公開買付けによる買付け等の通知書を本自己株公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本自己株公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株

式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本自己株公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本自己株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ii）法人株主が本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人））に限り、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

決済の方法に係る上記の内容は変更の可能性もあるため、本自己株公開買付けの開始時におけるお知らせの内容をご参照ください。

（7）その他

- ① 本自己株公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上

記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本自己株公開買付けに応募することはできません。また、本自己株公開買付けにかかる公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本自己株公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他資産の受付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国から当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。また、このプレスリリースは、本自己株公開買付けに対する応募の意思表示を求めることを目的とするものではありません。本自己株公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本自己株公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 本基本契約の締結

当社は、本日付で、トヨタ不動産との間で、（i）当社所有豊田自動織機株券等の全てについて豊田自動織機公開買付けに応募しないこと、（ii）当社が豊田自動織機公開買付けの成立を条件として本出資を行うこと、（iii）当社が当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として本自己株公開買付けを実施すること、（iv）豊田自動織機スクイーズアウト手続の完了後に豊田自動織機自己株式取得に応じて当社所有豊田自動織機株券等の全てを売却すること等を含む本基本契約を締結しております。本基本契約においては、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者設立後、豊田自動織機買付者親会社及び豊田自動織機買付者も本基本契約の当事者となることが合意されております。

II. 自己株式の取得及び消却に係る事項

1. 自己株式の取得を行う理由

本自己株公開買付けにより自己株式の取得を行う理由については、上記「I. 自己株式の公開買付けの予定」の「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得方法 : 本自己株公開買付けによる取得を予定しております。
- (2) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 : 1,192,331,020 株 (上限)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 3,208,562,774,820 円 (上限)
- (5) 取得期間 : 本自己株公開買付けは、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了した場合には、当社の取締役会において本自己株公開買付けの実施が決議されることを条件として、その後実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、当社は、2026 年 1 月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

当社は、本自己株公開買付け期間を原則として 20 営業日とする予定です。

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 1,200,000,000 株
- (3) 消却予定日 : 本自己株公開買付けの決済が完了した日が含まれる四半期の末日（当該日が銀行営業日以外の日に当たるときは、その前銀行営業日）に実施することを予定しております。

(ご参考)

2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 13,048,929,774 株

自己株式数 2,746,057,686 株

以 上